

○北上市中小企業融資要綱

平成 7 年 3 月 27 日

告示第 23 号

北上市中小企業融資要綱（平成 3 年北上市告示第 42 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 この告示は、市内で事業を営む中小企業者に対し、事業資金の円滑な運用を助成することにより、中小企業の振興育成を図ることを目的とする。

（融資原資）

第 2 前条の目的を達成するため、市長は予算の定めるところにより融資原資を市が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託する。

2 金融機関は、当該資金を基に設定された融資枠の範囲内で、中小企業者に対し融資を行う。

（平 9 告示 28・平 15 告示 30・一部改正）

（定義）

第 3 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 中小企業者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める会社及び個人

イ 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 2 号並びに中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条第 1 項及び第 2 項に定める業種を主たる事業とする会社及び個人

ウ 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 5 号に定める業種を主たる事業とする法人

エ 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 6 号に定める特定非営利活動法人

オ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条に定める事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、企業組合、協業組合及び商工組合

カ 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条に定める商店街振興組合

キ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に定める生活衛生同業組合

（2） 小規模企業者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法第2条第5項に定める会社及び個人

イ 中小企業信用保険法第2条第3項並びに中小企業信用保険法施行令第1条第2項及び第1条の2に定める業種を主たる事業とする者

(3) 金融機関 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 株式会社岩手銀行の市内にある支店

イ 株式会社北日本銀行の市内にある支店

ウ 株式会社東北銀行の市内にある支店

エ 株式会社七十七銀行の市内にある支店

オ 北上信用金庫の本店及び市内にある支店

(4) 運転資金 商品仕入、材料購入及び支払い手形決済等の資金をいう。

(5) 設備資金 機械器具等の購入資金並びに工場、店舗等の新築及び増改築資金をいう。

(6) 併用資金 運転資金と設備資金とを併用する資金をいう。

(7) 開業資金 新規開業及び開業後1年以内に要する資金をいう。

(平9告示28・平11告示16・平14告示14・平15告示30・平16告示25・平25告示甲39・平28告示甲2・一部改正)

(融資対象者)

第4 この告示により融資を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を具備しているものとする。

(1) 市内に住所を有する個人又は本店を有する法人。ただし、開業資金の場合は、市内に開業しようとする県内に住所を有する個人又は本店を有する法人

(2) 市内に事業所若しくは店舗又は工場を有し、1年以上同一事業を営んでいる者。ただし、開業資金を融資する場合については、申請時において既に事業に着手していると認められる者であって、かつ、その事業を遂行できる見通しがあると認められる者とする。

(3) 納期の到来した市税を完納している者

(4) 岩手県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証実施要綱で規定する保証対象業種を営む者

2 前項第2号ただし書に該当する者のうち、許認可が必要となる業種を営むものについては、当該許認可を受けている者又は当該許認可を受けることが確実であると認められる者に限るものとする。

(平 8 告示30・平14告示14・平15告示30・平19告示18・一部改正)

(融資の種類及び使途)

第 5 この告示による資金の融資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般中小企業融資 中小企業者を対象とする融資をいい、資金の使途は、運転資金、設備資金、併用資金及び開業資金とする。
- (2) 小規模企業融資 小規模企業者を対象とする融資をいい、資金の使途は、運転資金、設備資金及び併用資金とする。

(平 9 告示28・追加)

(融資額及び返済期間)

第 6 融資額及び返済期間は、次表のとおりとする。ただし、1 中小企業者及び小規模企業者の融資額の限度は、2,500万円とする。

融資の種類	資金の使途	融資額	返済期間
一般中小企業融資	運転資金	1,250万円以内	5年超7年以内
		1,250万円超2,500万円以内	7年以内
	設備資金	1,250万円以内	7年超10年以内
	併用資金	1,250万円超2,500万円以内	10年以内
	開業資金	1,000万円超1,250万円以内	10年以内
小規模企業融資	運転資金	1,250万円以内	5年超7年以内
	設備資金		7年超10年以内
	併用資金		

2 岩手県が実施する中小企業に対する制度融資の普通小口資金、小規模小口資金、創業資金又は商工観光振興資金の融資を受けている場合は、その融資残高を前項の融資額から除いた額とする。

3 第 1 項に規定する返済期間に、1 年以内の据置期間を設定できるものとする。

(平24告示甲 8・全改、平26告示甲17・令 7 告示甲 8・一部改正)

(利率)

第 7 融資金の貸付利率は、市、金融機関及び協会の間で協議するものとする。

(平 8 告示30・一部改正、平 9 告示28・旧第 6 繰下、平11告示16・平14告示14・平16告示25・平24告示甲 8・一部改正)

(連帯保証人)

第 8 連帯保証人は、金融機関の所定の条件とする。ただし、協会の実施する特別小

口保証制度の要件を具備しているときは、連帯保証人を付さないものとする。

(平16告示25・全改)

(信用保証及び保証料)

第9 融資金は、すべて協会の信用保証を付するものとする。

2 市は、北上市中小企業融資保証料補給要綱（平成3年北上市告示第43号）に基づいて保証料を補給する。

(平8告示30・追加、平9告示28・旧第8繰下)

(融資の申請及び融資)

第10 融資を受けようとする者は、所定の申請書を金融機関に提出するものとする。

2 申請を受けた金融機関は、速やかに所要の調査を行い、申請に応ずることが適当と認めたときは、協会と協議のうえ融資を行うものとする。

(平8告示30・旧第8繰下、平9告示28・旧第9繰下)

(報告)

第11 金融機関は、毎月末日における貸付実行、償還及び貸付残高等の状況について、北上市中小企業融資状況報告書（別記様式）により、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(平8告示30・旧第9繰下、平9告示28・旧第10繰下、平14告示14・旧第11繰下、令7告示甲8・旧第12繰上)

(その他)

第12 この告示で定めるもののほか必要な事項は、市、金融機関及び協会の間で別途協議するものとする。

(平8告示30・旧第10繰下、平9告示28・旧第11繰下、平14告示14・旧第12繰下、令7告示甲8・旧第13繰上)

制定文（抄）

平成7年4月1日から施行する。

改正文（平成8年告示第30号）抄

平成8年4月1日から施行する。

改正文（平成9年告示第28号）抄

平成9年4月1日から施行する。

改正文（平成11年告示第16号）抄

平成11年4月1日から施行する。

改正文（平成13年告示第5号）抄
平成13年3月15日から施行する。

改正文（平成14年告示第14号）抄
平成14年4月1日から施行する。

改正文（平成15年告示第30号）抄
平成15年4月1日から施行する。

改正文（平成16年告示第25号）抄
平成16年4月1日から施行する。

改正文（平成24年告示甲第8号）抄
平成24年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正前の北上市中小企業
融資要綱の規定に基づく融資については、なお従前の例による。

改正文（平成25年告示甲第39号）抄
平成25年4月1日から施行する。

改正文（平成26年告示甲第17号）抄
平成26年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正前の北上市中小企業
融資要綱の規定に基づく融資については、なお従前の例による。

改正文（令和7年告示甲第8号）抄
令和7年4月1日から施行する。

別記様式(第11関係)

平成 年 月 日

北上市長 様

(金融機関名)

北上市中小企業融資狀況報告書

年 月の融資状況について、次のとおり報告します。

(単位：円)

前 月 末 残 高		新 規 融 資		当 月 返 済		当 月 末 残 高	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額

新規融資

[illegible]

返濟狀況

[illegible]

(報告期限：毎月10日)

別記様式（第11関係）

（令 4 告示甲 116・令 7 告示甲 8・一部改正）